

## 被表彰者の推薦について

### 1. 推薦の範囲

推薦の範囲は、「食品ロス削減推進大賞実施要領」（以下「要領」という。）第2項に該当する者とする。ただし、地方公共団体については、地方公共団体以外の者と連携して行った取組を対象とし、推薦は連名で行うこととする。

### 2. 推薦の手続

(1) 表彰を受けるべき者の推薦を行おうとする者は、自薦・他薦を問わず、推薦調書（別紙様式）により推薦するものとする。

なお、推薦するに特にふさわしいと認められる者がいる場合には、消費者庁は候補者を推薦できるものとする。

(2) 推薦に当たっては以下の点を考慮することとする。

ア 推薦対象は、取組が将来にわたり継続されることが見込まれる者とする。

イ 団体の構成員としての取組が他の模範となる個人については、推薦する対象を、当該個人が属する団体等とする。ただし、団体の構成員としてではない個人の取組が他の模範となる場合は、推薦する対象を当該個人とする。

ウ 過去3年間における被表彰者を推薦することはできない。

ただし、過去の表彰対象となった取組に加えて、新たな取組成果があると認められる場合には推薦することができるものとする。

(3) 推薦に際しては、別紙様式に従い、推薦される個人又は団体等の経歴、表彰等の理由となる功績等を具体的に明記する。

なお、過去3年間における被表彰者を推薦する場合は、表彰後の新たな取組成果を明記すること。